無担保住宅ローンプライム

令和8年3月現在

商品名 （愛　称）	無担保住宅ローンプライム
ご利用 いただける方	○当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方 ○本件のお申込みをしんきん個人ローンインターネット申込受付システム（ネットシステム）で行った方 ○本件お申込日時点または貸付実行日時点において、お申込人が当金庫で借入れたすべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローンの貸付実行日から6ヶ月以上経過または完済後3年以内の方 申込日時点または貸付実行日時点において、基金保証付たかしんスマイルカードローンにて、契約中、新規契約する（無担保住宅ローンプライムの貸付実行日以前、（同日を含む）に契約する）方 ○以下①または②に該当するエコ関連設備の設置等 ①以下のエコ関連設備の購入・設置・修繕 ・潜熱回収型ガス給湯器（通称エコジョーズ） ・潜熱回収型石油給湯器（通称エコフィール） ・CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器（通称エコキュート） ・ガスと電気のハイブリット型の高効率給湯器（通称エコワン） ・燃料電池コージェネレーションシステム（通称エネファーム） ・節水型トイレ、節湯水栓 ・高断熱浴槽 ・家庭用太陽熱利用設備 ・家庭用蓄電池 ・太陽光発電システム ・地中熱利用システム ・電気自動車用充放電設備 ②以下の断熱改修工事 ・開口部（窓、ドア等）の工事 ・外壁、屋根、天井、床に対する断熱材の工事 ○年齢が満20歳以上の方 ○安定継続した収入がある方 ○日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方 ○（一社）しんきん保証基金の保証が受けられる方 ※本件借入金額と当金庫の既往借入の合計金額によっては、会員に限られます

お使いみち	申込人が居住（居住予定を含む）し申込人もしくはその家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはその家族が居住（居住予定を含む）し申込人が所有している自宅にかかる次の資金 ①不動産の購入資金、新築資金、建替え資金、リフォーム資金（増改築・修繕）　およびそれに伴う諸費用 ※付随して必要となるインテリアや家電等購入資金でもご利用できますが、諸費用分と合わせた申込で100万円以内とします ※土地のみの購入資金の場合は、隣地購入、底地購入を対象とします ※上記①にかかる住宅ローンの不足資金の補填を目的としたご利用はできません ※申込日時点で、支払日から3か月以内のものに限り支払済資金 （売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可能です ②申込人が上記①を使途として借り入れた無担保ローンの借換資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料 ③申込人が上記①を使途として借り入れた住宅ローンの借換資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料 申込人本人が居住しない場合（その家族が居住）であっても、申込人が所有（共有を含む）している自宅であれば取扱可能 ④空き家解体費用およびそれに伴う諸費用（解体後の滅失登記費用を含む） ※申込日時点で、支払日から3か月以内のものに限り支払済資金 （売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可能です ⑤申込人が④を使途として借り入れたローンの借り換え資金および借換えに伴う繰上げ完済にかかる手数料 ※対象となる空き家の条件 ・申込人またはその親族が所有する建物であること ・事業専用で使用していた建物ではないこと ※保証対象とならないもの ・支払先が配偶者、親、子が営む法人、自営業　・支払済資金

ご融資金額	1万円以上2，000万円以内（1万円単位） （ただし上記④、⑤については500万円以内）
ご利用期間	3ヵ月以上20年以内
ご融資利率	当金庫所定利率による 固定金利型(3年・5年・7年・10年)または変動金利型をお選びいただけます （固定金利選択型） 固定金利選択型（3年・5年・7年・10年）について借入当初の金利が適用されるのは固定金利期間中に限ります。固定金利期間中は他の金利タイプへの変更はできません。選択した固定期間経過時点で再度その時点での固定金利または変動金利を選択いただくこともできますが、この金利は借入当初の金利とは異なる可能性があります （変動金利型） ・お借入後の利率の引下げ幅または引上げ幅の算出は、毎年4月1日、10月1日（以下「基準日」という）の2回に行うものとし、前回基準日（借入日が前回基準日以降の場合は借入日）における基準利率（当金庫所定の新長期住宅プライムレート）と現基準日における基準利率の差をもってお借入利率を引下げまたは引上げるものとします ・お借入後の利率を変更するときの、新利率適用開始日は次のとおりとなります ・利息後払いの場合は、基準日の属する年の6月、12月の約定日の翌日とし翌月7月、1月の約定日から、新利率適用によるご返済が始まるものとします
ご返済方法	元金均等毎月返済または元利均等毎月返済　（利息後払い） なお、ご融資金額の50％以内で年2回（6ヵ月間隔）のボーナスの併用返済も可能です
担保	不要
保証	（一社）しんきん保証基金 ※保証料はご融資利率に含まれます ※ご返済が滞る等の一定の事由が生じた場合、（一社）しんきん保証基金がお客様に代わり残りのお借入金額およびお利息等を一括で代位弁済いたします。代位弁済後は（一社）しんきん保証基金に対して支払い義務が生じます
保証人	ご融資金額1，000万円以下の場合は不要です ご融資金額1，000万円を超える場合、かつ団体信用生命保険に加入できない場合、原則法定相続人1名の連帯保証人が必要となります
団体信用生命保険	ご融資金額が1，000万円を超える場合、原則として団体信用生命保険に加入いただきます ただし、団体信用生命保険に加入される場合は、ローン金利に年0.35％を上乗せした金利が適用となります ご融資金額が1，000万円以下についても、任意で団体信用生命保険に加入できます　※保険料は当金庫が負担いたします

手数料 （消費税込）	○ご融資実行時に当金庫所定の手数料をいただきます ○お借入後に固定金利を再度選択する場合には1回毎に所定の手数料をいただきます ○ご融資期間中に一部繰上げ返済または繰上げ完済される場合には、それぞれの所定の手数料をいただきます ※詳しくは窓口にお問合わせください
お取扱期間	随　時
苦情処理措置・ 紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時20分、電話：027-360-3456、フリーダイヤル：0120-666-456（フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可））にお申し出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに群馬弁護士会（電話：027-234-9321）が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。
その他	○現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫本支店窓口までお問い合わせ下さい ○お申込み時に審査に必要となる書類をご用意いただきます ○審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください ○融資実行時には所定の印紙税が別途必要となります ○ご返済期間中でも一部または全額の繰上げ返済も可能です。ただし上記繰上げ返済手数料がかかります ○詳しくは、窓口までお気軽にお問合せください

高崎信用金庫